（別紙２―49　かたくちいわし瀬戸内海系群（ステップアップ管理対象資源）） 第１　（略） 第２　管理年度 ４月１日から翌年３月末日まで（ステップ１） 第３～第８　（略） （別紙２―51　ぶり（ステップアップ管理対象資源）） 第１・第２　（略） 第３　資源管理の目標 １・２　（略） ３　暫定目標管理基準値　179千トン（目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量） ４　禁漁水準値　９千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量） 第４　漁獲シナリオ １　暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ （削る） 令和６年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第４の１⑴暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 ２・３　（略） 第５～第９　（略） （別紙４－１　まいわし対馬暖流系群） 第１・第２　（略） 第３　資源再建計画において講ずる措置 別紙２－７に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、別紙２－７の第４の３に従って漁獲可能量を定めることとする。 （削る） （削る） （削る） 第４・第５　（略）	（別紙２―49　かたくちいわし瀬戸内海系群（ステップアップ管理対象資源）） 第１　（略） 第２　管理年度 １月１日から同年12月末日まで（ステップ１） 第３～第８　（略） （別紙２―51　ぶり（ステップアップ管理対象資源）） 第１・第２　（略） 第３　資源管理の目標 １・２　（略） （新設） ３　禁漁水準値　９千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量） 第４　漁獲シナリオ １　暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ ⑴　179千トン（目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量）を暫定目標管理基準値とする。 ⑵　令和６年度（2024年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第４の１⑴暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。 ２・３　（略） 第５～第９　（略） （別紙４－１　まいわし対馬暖流系群） 第１・第２　（略） 第３　資源再建計画において講ずる措置 別紙２－７に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、令和２年度(2020年度)及び令和３年度（2021年度）の資源評価の結果を踏まえ、次の①及び②の措置を講ずることとする。 ①　別紙２－７の第４に定められた漁獲シナリオに基づき漁獲圧力を調整する。 ②　別紙２－７の第５に従い、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、当該漁獲圧力を乗じることで得られる値を超えない量を漁獲可能量とする。 この措置により、親魚量は令和13年（2031年）に50パーセント以上の確率で目標管理基準値を上回ることから、当該措置は法第12条第２項の資源再建計画の策定目標に合致している。 第４・第５　（略）

別紙３―30を削除する。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙２―５、別紙２―６及び別紙２―７の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　農林水産大臣は、別紙２―５、別紙２―６及び別紙２―７の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。